

第68回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成28年12月15日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第68回サービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。

お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の審議案件は、前回に続きまして、毎月勤労統計調査の変更について審議させていただきます。

それでは、まず事務局の方から配布資料について御紹介をお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日の配布資料については、議事次第にありますとおり、資料1から資料4まで、また参考資料としまして、参考1から参考4までをお配りしております。御確認をお願いします。

なお、資料3については、前回お配りしたのから一部追加をしております。

このほか、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

本日は、たくさん案件がございますけれども、まずは、第1回の部会において追加的に

説明が求められた事項について御説明を頂いて、その後、審査メモの残りの部分について審議を行います。そして、残る時間で答申案の審議を予定しております。

項目がたくさんございますので、一応 12 時終了を予定しておりますけれども、恐らくは延長の可能性が高いのではないかと思います。その場合には、既に予定がある委員、審議協力者の方に関しましては、御退席いただいて構いません。

また、一応今日の審議で、書面審議というところまで含めて答申案を決着させるところまで行きたいとは思っているのですが、明日、統計委員会が開催される予定となっております、その席上で毎月勤労統計調査の変更について何か言及があって、それに対応しなければいけないという場合には、予備日として設定しております 1 月 12 日も部会を開催せざるを得ないというような状況もございますので、その点はお含み置きいただければと思います。

それでは、審議の方に入らせていただきます。

まずは、前回の審議で追加的に説明を求められました事項について確認をしたいと思いますが、本日の資料 1 に基づきまして、事業所母集団データベースに係る事項に関して追加的な説明が求められた部分がございますので、事業所母集団データベースに係る事項については総務省統計局から、それ以外の事項につきましては厚生労働省の方から御説明をお願いいたします。

初めに、毎月勤労統計調査そのものではないのですが、前回の審議におきまして、官公営の事業所に関する情報の更新の頻度、今のところは 5 年に 1 度ということになっているわけですが、これを毎年にしてはどうかというような御意見がございましたので、それについて総務省統計局の方から御説明をお願いいたします。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 総務省統計局です。

データベースにおける官公営事業所のメンテナンスについては前回の御審議の中で毎年の更新についての話があったかと思います。こちらについては、部内でも検討をさせていただきまして、官公営事業所の毎年の更新について、ここに記載してございますとおりユーザーの強いニーズがあったということで、事業所母集団データベースを所管する統計局としましても、今後関係者と調整しながら前向きに検討していきたいと考えてございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点に関しまして、何か御質問等ございますか。

もし、ないようでしたら、5 年の頻度のものが 1 年になるように努力していただければということなので、特に反対意見はないと思いますので、そのように進めていただければと思います。

この追加説明事項というのは、これも総務省統計局の方からということになりますか。では、続けてお願いします。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 追加説明事項ということで、前回の御審議の中で、年次フレームに反映されている情報についてお話があったかと思います。年次フレームの反映されている情報でございますが、こちらについて説明させていただきます。

経済センサス実施年においては、その情報を使って基本的には年次フレームを作るのですけれども、その中間年においては、表の一番下の注でもございますとおり、主要な統計調査の結果が別紙に記載してあるような調査ですけれども、こういったものですか、行政記録情報、労働保険、商業法人登記といったものを使って、中間年をアップデートしていくという形になっております。

これまで、平成 26 年次の情報、それから平成 27 年次のフレームを提供してまいりました。平成 26 年次は、平成 26 年の経済センサス - 基礎調査、官公営事業所を含む情報となっております。こちらをアップデートする形で今最新のものがあるのですけれども、来年の 6 月から 7 月ごろを予定してございますが、そのときに平成 28 年次フレームを提供させていただき予定でございまして、こちらには平成 28 年の経済センサス - 活動調査の情報が入る形になります。

その後もアップデート等々を続けていくのですけれども、平成 31 年からは新たな取組が始まってまいりますので、新たな取組のもとでの経済センサス - 基礎調査の情報が入っていく形になります。利用時期、開始時期等については現在検討中でございますが、こういったところも含めて、作成について今考えているところでございます。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

年次フレームの更新において、反映される情報について御説明がありましたけれども、何か質問等ございますか。

どうぞ。

○北村委員 この「検討中」という、フレームの利用開始時期というのは、まだ検討中なわけですか。平成 29 年次フレーム以降はいつぐらいから使えるかというのは、まだ決まらないですか。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 検討中というところについては、大体、経済センサスのデータが使える時期に合わせて、今まで 6 月、7 月という形で提供してきたので、それを基本的にはベースにはおるのですけれども、もっとニーズに合わせて変えることはできないかとか、そういうのを含めて、今検討しているところでございまして、まだそこはこれからということでございます。

○西郷部会長 よろしいですか。

○北村委員 はい。

○西郷部会長 以上が、事業所母集団データベースに関する御回答だったのですけれども、それが今回の毎月勤労統計調査の変更に関してどのような形で反映させるのかということに関しましては、厚生労働省の方から御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 後ほども、いわゆるローテーションのときに直近の年次フレームを活用するというところで、また改めて説明申し上げたいかと思っております。

○西郷部会長 分かりました。

。

それでは、今度は2番目の論点にまいりまして、平成29年1月以降における脱落の抑制及び脱落が生じた場合の対応について、ということで同じ資料の4ページになりますか、厚生労働省の方から御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、お手元の資料1の4ページに沿って、平成29年1月以降における脱落の抑制及び脱落が生じた場合の対応について、説明申し上げます。

まず、回答が得られない事業所への対応でございます。

これは従来、まずは都道府県の方から繰り返しの説得が基本なのでございますが、それでも回答が得られない事業所につきましては、事業所名や今までの督促の経過を厚生労働省に連絡してもらえれば、厚生労働省から文書による督促を実施していたところでございます。これは従来でございます。

そういう仕組みを設けているわけでございますが、これを平成28年9月分から、つまり延長のお願いを9月に行っておりますので、9月分から平成29年3月分調査までは、従来の方式に加えまして、今般の調査期間延長に伴って回答が得られなくなったと考えられる事業所に対しては、手続を簡素化いたしまして、1回以上連絡しても反応のない事業所につきましては、私ども厚生労働省に連絡してもらえれば、厚生労働省から直接電話なり、あるいは文書にて督促を実施することにしております。

数が多い場合には、都道府県と調整しながら、優先順位を付けて迅速に対応することにしております。これは、状況によっては平成29年4月分以降も続けるつもりでございます。

また、資料の②の方にまいりますが、調査対象の入替え前に、提出率が落ちることのないよう、入替え一部は脱落が増えることのないように、余裕のある期間をもって行う考えでおります。

今後はローテーション化に伴って、1月における入替えに係る事務に要する労力というのは、従来の総入替えのときに比べれば理屈の上で少なくなるわけでございますが、入替え事務の多くを占めます予備調査、事前調査の期間を、できる限り従来の総入替えのときと同程度にとる、つまり7月ころからそういう事務をやり始めるようにいたしまして、1月に新たに対象に加わる事業所に加えまして、現行の事業所に対しての協力依頼、督促も合わせて十分に行えるように、余裕のある期間をとる考えでおります。

そして、脱落が実際にあったときの対応でございますが、次の調査対象事業所の追加の項目にまいりますけれども、従来、廃止事業所あるいは規模の縮小によって対象外となった事業所を補充するために、抽出替えをしない年も1月の調査において調査対象事業所の追加指定を行っていたところでございます。これを、今後、脱落事業所に対する調査対象事業所の補充も含めまして、追加指定について、これは当然、都道府県の意見、要望なども踏まえますけれども、1月以外の月にも行うなど柔軟に行っていくことを考えております。

さらに、脱落のないようにする措置としまして、表に掲げている何点かの措置を考えております。

いずれも前回も触れているものでございますけれども、1つは統計調査員の活用範囲の拡大でございます。従来、調査員を使っていない第一種の30人以上の事業所につきましても、調査員が調査票の提出を促す事務が行えるようにするというものでございます。これは、調査票の回収に係る都道府県の負担が増さないようにする措置でございますので、都道府県の裁量によって柔軟に対応ができるようにするといった配慮はするつもりでございます。

また、オンライン化指導員の設置を考えております。オンライン利用を促進して、かつ回収率の維持、向上をしようというものでございます。オンライン登録をしても、事業所の方で人が人事異動などで変わったりしますと、使い方が分からないといったことが多くございますので、そういうときには個別の事業所にオンライン利用についての指導を行いに行くというものでございます。

また、コールセンターの設置も考えているところでございます。これは、オンライン回答に当たって、事業所からの問合せが多うございます。それに迅速、的確に対応しまして、提出環境を良くしようというものでございます。

以上のこの3つにつきましては、毎月の統計調査の回収率の向上に係る事業の実施ということで、予算要求も行っているところでございます。

また、エクセル調査票のホームページ掲載を行っているところでございます。エクセル上に調査票様式を載せまして記入するようにいたしますと、紙の調査票に比べて、例えば訂正が楽といったような記入負担の軽減となりますので、エクセル調査票をホームページに掲載しまして、これを9月に調査期間の延長のお願いをした際には各事業所に対しても周知したところでございます。事業所の状況によりまして使い分けられるよう、入力支援機能の有無別に2種類のエクセル調査票を用意しているところでございます。

具体的な措置としましては、以上のことを考えているところでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら伺いたいと思います。特に都道府県の負担軽減に関して、どのような適切な措置が講じられているかどうかということについても、御意見いただければと思います。

どうぞ、大阪府、よろしく願いいたします。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。都道府県の負担軽減ということで、いろいろ御配慮いただいているということで、ありがたく感じております。

しかしながら、実際、現時点で第一種の事業者から現場の現状を申しますと、やはり最初2年間という前提で協力依頼をした、やっと終わる直前になって、さらにまた1年又は2年延長ということで、説明を厚生労働省からもやっていただけるということなわけですが、現場では何に困っているかと言いますと、やはり延長をする理由を回答者の方に御理解いただく、その理屈の説明がなかなか難しい。現場で我々はどうかというのと、国の方針、厚生労働省の方針が変わったからだということぐらいしか説明できるロジックがなかなかないということで、あとは浪速節のように、もう、お願いします、お願いします、と言う形をお願いしているのです。

特に、これまで毎月勤労統計調査については、回答者の調査期間の負担というものは、2年ないし3年というものが、長くて3年というところでやってまいりましたけれども、今回2年延長になるということは、4年の回答者が生じてくるということで、その方々には非常に大きな負担をかけてしまうということで、これは例えは悪いのですけれども、例えば民間の感覚で申しますと、我々の身近なところで言いますと、携帯電話の契約で店に赴いたときに、2年間継続しなければ途中解約は違約金がありますよと。それを携帯の会社から逆に、いや、もう会社の方針が変わったから、あと1年契約してもらわなければ違約金を課しますよと言われるような感覚ととられてしまっていると思うのです。

したがって、我々としてはどういうふうに説得していけるかという、その理屈のアドバイスをまた厚生労働省からいただければと考えております。

さらに、少し長くなって申し訳ございませんが、一言付け加えさせていただきますと、都道府県の前回の措置状況のメモの中で、都道府県の意見を踏まえて検討し、理解を得るように努めているのか、というところで、御説明の中では、今年3月の文書による通知あるいは6月のブロック別の事務打合せ会での説明ということをお説明いただきましたけれども、都道府県で承っている印象というのは、方針が決まってからおっしゃっていただいているというのが現状でございます。本当の意味で都道府県の意見を少なからずやはり制度の設計の中で反映していただければと感じております。

我々自身、やはり来年の1月ないしは2月以降、これまでどおりには行かない大きな変更だと思っております。ここは踏ん張っていかなければと考えて対応していきますので、相手の事業所の都合に合わせて、時間外であったり、あるいは休日の対応であったり、やはり相手の事情に合わせて対応していこうと考えておりますので、そういった点でもまた御配慮いただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か厚生労働省の方から現時点でございますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、都道府県の皆様方に大変に御苦勞をおかけしていることについて、また改めて感謝申し上げる次第でございます。

どうしてもこのローテーション化に伴って、こういう経過措置を講じなければならない。かといって、一方でいわゆる毎月の統計調査も専用のオンラインシステムを設けて運用している都合上、どうしてもこういった経過措置を講じざるを得ないところでございます。

その点は、大変に恐縮なのでございますが、事業所の方にも、調査への御協力ということで御理解いただけるように、私どももまた何らかの形でやっていきたいと思っておりますけれども、引き続きその点、皆様、都道府県の職員の方々も大変に御苦勞をされていると思っておりますが、お願いしたいと思います。

いろいろと時間外の労働とかもあろうかと思っております。そういったことも重々承知しているところでございます。

また、少し話が前後いたしますけれども、都道府県の意見としましても、いろいろと常

日頃電話などでも意見などは常に承っておりますけれども、またあるいは9月の事業所に対する依頼文書についても、文書の書き方などについても、都道府県の皆様から意見もいただきまして、長過ぎるのではないかと、いろいろな意見をいただきまして、そういったこともできる限り対応してまいったところでございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

もともと断層への対応ということは統計委員会の中で決まって、その断層に対応していただくためにローテーション・サンプリングというのが導入されるという決定が下されて、それが実査部局と言うのですか、地方公共団体の方に波及しているという形ですので、統計委員会自体もこのことについては責任を持つものだというふうに私自身は認識しております。

何でも制度を変更するというときには、どうしても御負担をいただかなければいけない方々というのが出てきてしまいますので、これは是非、通常より大きな努力が必要となりますけれども、是非お願いしますというふうにまとめるしかないのかなとは思っております。

ほかに何か、委員の方から御意見ございますか。

特に宮川委員、前回の部会で、脱落への対応というのはどうなのかということなのですか。

○宮川委員 やはり、今の大阪府の御意見とかを聞くと心配にはなります。どうしてもしばらくは継続しなくてはいけないということで、少し私、前回の議論を忘れてしまったのですけれども、これはなぜ、例えば2年延長の部分が1年で、1年延長の部分が半年だったらダメだったのでしょうか。どういう理由でしたでしょうか議事録があったら参考にしようと思っていたのですけれども。

今、大阪府がおっしゃっているところを見ると、1年延長というのは、例えば説得する際にも、これまでも御協力いただいたところもありますし、というような言い方とかもあろうかと思うのですけれども、2年というのはさすがに、もう1回やったものがさらに2年1か月という延長になるということ自体が、やはりその脱落事業者としても、もうあと同じ期間協力してくれと直前になって言われるというのは、もう今12月ですから、相当厳しいのではないかとこの感じもするのですけれども、その点はどうだったのでしょうか

○西郷部会長 私が覚えている限りでお答えすれば、システムの変更や何かに伴うということで、なおかつ、切り替えはなるべく早くした方がいいと。そうすると、そのシステムの変更を伴いつつローテーション・サンプリングへの切り替えのタイミングが一番早くなるようにということで、一種の最適解というのを探すと、今回御提示いただいた案が実現可能な解の中で最も良いだろうというのが、確か厚生労働省のお答えであったように思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 すみません。事務局の方から説明をいたします。

今日の配布資料の資料3ですね、厚生労働省の説明資料の後ろに別紙を付けておりますけれども、その別紙1というのが、今回どうして1年又は2年の延長が必要かという資料、

これに基づいて前回説明をしていただいたところかと考えます。ですので、確かにいろいろな選択肢はあり得るのだけれども、今回システム改修、改修と言うと非常に軽い感じがするのですが、私どもの説明を受けた限りではローテーション・サンプリングという新たなシステムを入れるということで、システムの全面的な見直しだと。そういうことを考えると1年はどうしてもかかってしまうということで、一番上の計画案が示されたということで、前回説明がなされたかと思えます。失礼しました。

○西郷部会長 ということですがけれども、よろしいでしょうか。

確かに、ほかのやり方というのもあったかもしれませんが、一応このシステムの変更や何かに関しては、前回、部会として適当というふうに決着はしてはおります。

本当に、みんな心配だからこういうふうに、実施部局あるいは統計委員会の委員も非常に断層への対応ということが必要であるということは承知しながらも、調査のやり方が変更されることに伴って脱落が少なくとも一時的には多く発生する可能性があるということですので、これは調査、実施部局及び地方公共団体の方に従前の努力をしていただくというのが、言い得る最大の事かなとは思っております。

何かほかに。はい。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 すみません。どうして延長するのかということ、現場で説明するのが難しいという話ですが、何か説明の資料とかは厚生労働省から各都道府県に提供されていないのですか。

○西郷部会長 お願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） もちろん提供しております。と一言で申し上げると、そういうことになるのですが。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 1枚紙で、絵を描いたような資料をお渡ししないと、現場でも困ると思うのですね。もともとこれは、統計の精度向上のために、大変恐縮だけど、サンプルの入替えをずらさなければいけないので延長させてほしいという話だと思うので、それをまともに説明できないとすれば、それは事業所の皆様に御理解をいただくのは、私どもが企業に調査している感じからいっても難しいのではないかと思います。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 大変恐縮でございます。私どもは、例えば9月に延長依頼するときには、当然事業所に対してはいわゆる公文書的な1枚紙以外にも、こういった理由ですとか、Q&A的なものを入れたり、あるいは、都道府県の皆様が、私どもが9月にコールセンターを設けて、事業所からの問合せなどに対応したわけでございます。私どもがやったわけなのですが、そのときのコールセンター向けのQ&Aとかそういったものについては、当然のことながら都道府県にもお渡ししまして、いろいろと対応を少しお願いしたところでございます。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 分かりました。

○西郷部会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

ないようでしたら、確かに異論と言うか、いろいろな御意見の食い違い等があったとは

思いますけれども、先ほども申しましたように、ローテーション・サンプリングを導入するということが前回の部会で一応差し支えないという形で承認されて、それに対してどのようにそれを実施するかということに関して、少なくとも厚生労働省の側としてはできるだけサポートを地方公共団体に提供するという一方で、対応しているということで、この前回の追加説明については一応これで、厚生労働省側からの回答は済んだという形にしたいと思うのですけれども、よろしいですか。

○宮川委員 これ、記憶が少し定かではないのですけれども、その場合、今までと同じやり方ですとそのシステムを変えないでやるわけですね。それで、その際に1年延長したときの、1年間のときの入替えをしたときのギャップが大きくなるというときの話の説明というの、どういうふうに補正するかという話も、お聞きしていたような気もしたのですけれども、それはまた後で議論されるのでしょうか。

○西郷部会長 補正の仕方に関しては、また後で議題に上がります。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 よろしいですか。それでは、今の点に関しましては、厚生労働省側からの回答をもって、部会として、頑張ってくださいということなのですから、一応承認したということにさせていただきます。

それでは、今度は、次の論点に移りまして、ローテーション・サンプリング導入完了までに利用する母集団情報の変遷、先ほどの総務省からの、事業所母集団データベースの変遷に合わせて、毎月勤労統計調査の方でそれをどのように活用していくのかということについて、厚生労働省の側から御説明をお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、お手元の資料1の6ページでございます。ローテーション・サンプリングの導入完了までに利用する母集団情報の変遷でございます。

6ページの図には、平成27年1月、これは直近の総入替えを行った月でございますが、それ以降、ローテーションが完成する平成34年1月の次の年まで入替えのときの使用する予定の年次フレームを載せているものでございます。

平成30年1月の入替えのときには平成28年次フレームを使う予定でございます。したがって、それを使った場合にはサンプルも半分に。先ほどの総務省統計局からの御説明ですと、平成28年経済センサスの情報が入ってくるということでございますので、その情報が入ってくるようになります。

なお、平成28年次フレームがこの平成30年1月の入替えに間に合うかどうかという点は、少し気にしているところでございます。間に合わなければ、平成27年次フレームを使うことになります。したがって平成26年経済センサスの情報は取り込めることになります。

それぞれのローテーションの入替えのときに使う予定の年次フレームは、以上の図のとおりでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

これがそのローテーション・サンプリングの導入と関連してどのような困難というか問

題点というのが生じそうかというのが、多分北村委員からの御質問だったかなと思うのですけれども、何か予想される困難というか問題点というか、何か検討していることがあれば、付け加えて御説明いただければと思います。

○北村委員 この2020年以降、平成30年、平成31年、平成32年フレームと、年が変わるごとに変わっていく段にはそんなにフレームのギャップがないと思うのですけれども、平成30年の時に平成24年センサスで来たものから半分が平成28年になるというところは、結構大きなギャップが生じる可能性があって、その次からは平成29年が変わっていくことなのでそんなにないと思うのですけれども、この平成30年の時点で何か大きな、フレームが変わることによって生じるギャップみたいなものが考えられるか、それほど心配しなくてもいいのでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） この点は私どもは少し心配しております、この点は資料1の指数の接続の経過措置のところでもまた触れることとなりますけれども、平成30年1月の入替え、あと平成31年1月の入替えのときも、まだ半分が古い母集団情報でございますので、平成32年以降と違って少し古いものが多く残っているという点で異質でございますので、少し指数の接続に関しては特別な配慮をしたいと考えております。

また後ほど説明申し上げます。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございますか。

もしないようでしたら、少なくとも前回御質問いただいた母集団情報の更新のスキームについての説明はしていただいたということで、それが指数の作成等にどのように影響が及ぶのかということに関しては、また後ほど議論をしていただくという形にしたいと思います。

ほかに何かございますか。

よろしければ、今の説明をもって、前回の宿題には回答したという形にさせていただきたいと思います。

次が、常用労働者の定義変更に伴う賃金への影響ということで、前回、賃金構造基本統計調査等を用いて試算ができるのではないかというような御指摘がございました。これに関して、厚生労働省の方でどのように対応をなさるのかということについて、御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 資料1の7ページでございますけれども、平成30年1月分調査からは定義変更を考えているところでございますが、ここに記載してあるとおり、平成30年1月の調査では①から③の3つグループが存在するわけでございます。

1つ目は、平成29年1月から1年間調査期間を延長した事業所で、平成30年1月分調査で最後という事業所でございます。ここは、現行の定義で調査をすることにしております。

2つ目の②のグループは、平成29年1月から2年間調査期間を延長した事業所で、平成

30年1月分調査以降も平成31年1月分まで調査が継続いたします。ここは、平成30年1月分から現行定義から新定義に変更いたします。

3つ目の③のグループは、平成30年1月から新たに調査を開始する事業所で、ここは新定義で実施いたします。

そこで、平成30年1月分の公表値とする集計は、②と③で行うものでございます。そして、①の集計と、②、③の結果から常用労働者の定義変更に伴う影響を分析することは可能かという疑問に対しましてでございますけれども、確かに集計をすれば一応結果が出てきますけれども、そもそも事業所が違っておりますので、つまり①のグループと②、③のグループとが違っておりますので、それによる差異がほとんどで、定義変更の影響の有無というのは特定が難しいのではないかと考えております。

私どもとしましては、毎月勤労統計の調査票というのは常に当月末と前月末、2つの時点の頭数を捉えるようにしておりますので、②の事業所につきまして、平成29年12月分調査票にある本調査期間の末日の常用労働者数と、次の月の平成30年1月分調査の前調査期間の末日の常用労働者数を比較しまして、そこに相違があれば、定義変更によるものと考えまして、それをもって影響としようと考えております。

また、賃金に与える影響の点につきましては、賃金構造基本統計調査などでいろいろな属性別の結果が分かりますので、そういったものも利用して賃金に与える影響評価も試みたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。これは確か日本銀行の方から何かございますか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 委員の皆様を差し置いてですけれども。

実は、サンプル入替えによるギャップをどのように修正するかを考える際、今回の労働者の定義によってどれぐらい賃金水準が変わるかということ把握しないと、接続方法を定めることができないと私は思っています。これは、夏の接続方法のワーキングでも随分議論されたことであります。ですので、2018年より前にきちんと分析して、これぐらいギャップがあるのだということを示す必要が多分あるのだと思います。

私も実は賃金構造基本統計の調査票を見て把握することが可能なのか考えてみたのですが、簡単には把握できそうもないと思うのですね。なぜかという、その分に対するきちんとした属性の情報がないためです。

考えてみると、賃金構造基本統計はまだ労働者の定義が変わっていないのですね。それにもかかわらず、毎月勤労統計の方が、労働者の定義が先に変わるので。だから、構造統計である賃金構造基本統計で影響が把握されていないのに、動態統計である毎月勤労統計で先にやって、どれぐらい賃金が変わるかということに影響評価するなんていうのはかなり難しいわけです。普通に考えると、賃金構造基本統計を先に変えるべきなのではないか。賃金構造基本統計は幸いにも個票ですので、この定義変更によって区分が変わったかという設問を設けることが容易で、それで賃金の影響があったかどうかをチェックできる。

ざっとしたイメージですけれども、普通の、いわゆる新定義の常用労働者の賃金が 30 万円として、こういう境界線にいる人の賃金が 20 万円ぐらいたとすると、労働者数では最大 1% の影響ですから、賃金の水準に、最大限ですけれども、0.3% の影響がある可能性があります。0.3% の影響があるとすると、それは黙って、頬かむりして、先へ進むというのはやはり難しいのではないかなと思います。

そういう意味で、本来であれば賃金構造基本統計を先に定義を御変更されて影響を把握してから、こちらをやるべきだったのではないかなとは思いますが。これを把握しないというのは、後の継続サンプルの指数の作成にも影響することですので、本当にこれでいいのかと。これを把握しないままでは、そのままつないでいいのか、そのまま当落を出した方がいいのか、という判断もつかないのではないかなという意味で、少しいかがなものでしょうかというのが、私が今この資料を拝見して思った率直な印象です。

それから、もう 1 点なのですが、12 月調査票の末日の常用労働者数と、1 月の前調査です。12 月末日の常用労働者数を比較して、変わっていないければ影響はなかったというように把握しましょうということなのですが、それで大丈夫なのでしょうか。

これは少し都道府県には御理解を得られないかもしれません。その影響がなかったという設問を作って丸を付けてもらうとか、そういうような問いがないと、やはりその定義の変更は、たまたま記入のミスとか、把握の違いとかで、もともと同じになっている、あるいは、違ってしまっているという可能性がないのかということ、今日の御説明を聞いたところでは気になった点であります。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少しよろしいでしょうか。

労働者区分の変更につきましては、本日の資料 3 の最後のページ、別紙 4 で前回影響の試算がされているわけでございます。

この検討の中では、前 2 か月 18 日以上労働者と 1 か月ちょうどというところでプラス・マイナスの影響が生じるのではないかと。それぞれについて影響を、限られた結果かもしれませんが、労働力調査の結果等々を使って試算したところ、プラスに動くのとマイナスに動くのが 1% 未満のところ両方とも動く。それを差し引きすればかなりの部分でゼロに近くなるということで、影響の度合いがないとは言いませんが、かなり低いのではないかと。これまでも経済センサス - 活動調査の労働者区分の変更等々、既に行われてきているのに合わせたものが今回の変更だと考えております。

逆に言えば、今後平成 28 年のセンサスの名簿等の使用が始まれば、それと整合性を持った基準にしておく方がよりいいのではないかと考えられるわけです。

それで、この部分については、この検討をされるときに日本銀行もオブザーバーとして参加いただき、その中でいろいろ検討させていただいて、その際には特段の御異論はなかったと記憶しています。確かにその賃金労働者向けということもありますけれども。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 労働者数への影響についてはこれで了解していますが、これは賃金の話なのです。ですから、労働者数では最大 1% の影響でも、これを賃金統計にしたとき、その影響について影響がないかどうかということにはわかりません。このときは労働者の影響はこれですよねということで、それは承知しています。前回は、労働者数

としては影響は少ないけれども、でも賃金については、そういう労働者とそうでない労働者は賃金の水準は結構違う可能性があるので、労働者の定義変更によって結構影響があるので、その影響を試算されたらどうですかと申し上げたわけです。私も帰って賃金構造基本統計を見て考えたわけですが、なかなか簡単ではないとすると、それを何も知らないまま賃金の定義が変わりましたねと言って、賃金統計を出していいのかということは、かなり慎重にあるべきだと思います。

本来、何か影響を把握してから、影響は少ないのですと、すなわちまさに今、澤村審査官がおっしゃったようなことが言える状態になって、だから大丈夫です、そのまま使って結構ですというふうにならないといけないのだと思うので、人数はおっしゃるとおりだと思いますが、賃金の影響は議論されていないと思います。

○西郷部会長 御回答、よろしくお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今、私どもが考えておりますのは、まず12月と1月の調査票で数字が違っているところについて、恐らくそれほど多くはないと考えております。というのも、人数については影響が余らないと考えているからです。違っているところについては、どんな人が変わったのかと少し電話なりで問合せをすることを予定しています。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それをやられるのですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そのように考えております。その上で、その人たちの属性に見合った賃金を賃金構造基本統計で見つけまして、それで何パーセントの入り繰りがあれば賃金全体の平均に対してはどのぐらいの影響があるかを評価したいと考えております。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 やはり調査の仕組みもあるのでそういうことをするのは大変かなと思ひまして、何かチェックとか付けないといけないかなと申し上げたのですが、そこは企業にヒアリングされるという御予定なわけですね。そうであれば承知いたしました。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） もちろん、都道府県の皆様に御了解いただいた上でですが、ただ、余り件数があるとは踏んでいないのです。

そして、あと平成30年1月については、また後ほど申し上げますけれども、指数の接続などについても経過措置的なこともやりますので、それが定義変更の1つの大きなチャンスだと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。前回の議論では、賃金構造基本統計調査を使った試算という案が出されたわけですがけれども、今の御回答だと、けがの功名のような形かもしれない、調査票の入れ替わりのタイミングがちょうど賃金への影響を測るのに適した情報が含まれていそうなので、賃金が変わったところに関してはヒアリング等を行うことによって賃金への影響を、事後的になってしまいますけれども、一応検証できそうで、その検証については実施する、という御回答と理解してよろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○西郷部会長 日本銀行の方は今の御回答でよろしいですか。多分、事前にやれば、そ

れはもちろんその方がよかったとは思いますが。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 もちろん私はオブザーバーですので、委員の皆様方のお考えだと思いますので、状況は分かりましたし、最大限努力されるという厚生労働省の立場も理解したのですが、ただ私は、大丈夫ですかということが少し心配なだけです。また、賃金統計は、ユーザーの皆様からいろいろなことを言われてきたわけですから、せっかくこういう立派な改定をするのに、またここで外の皆様からいろいろ言われるようなことになるのは、やはりできるだけ避けてほしいし、私どももユーザーですから、そうあってほしいと思っているので、少し心配だったので申し上げているというのが正直なところだと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点に関しまして、委員の方から何か御質問等ございますか。

それでは、労働者区分の変更に関しましては、これは変更するということが最初にあってそれにしたがって統計調査が変わっていかねばいけない、賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査とどちらが先かという議論はあったかもしれませんが、今後は、少なくともこの新しく決められた労働者区分にしたがって、全ての事業所系の統計、それから世帯系の統計の労働者区分というのが変更されていくというのが、全体のスキームとしてはございますので、今回は非常に急いだ形での対応ということにはなるとは思いますけれども、賃金への影響も一応検証ができるという形で、前回の質問への回答はなされたというふうにしたいと思っておりますけれどもよろしいですか。

それでは、ありがとうございます。

資料の方は⑤と⑥というのが残っているのですが、これは指数の接続の話に両方とも関連するものですので、それに併せて御議論いただくことにいたしまして、ここで審査メモの方に戻っていただいて、そうすると今日お配りしている資料2の7ページの、調査票情報の保存期間の変更というところからが審査メモの続きということになります。

それに関しまして、まずは事務局の方から御説明をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 調査票情報の保存期間の変更につきまして、変更概要としましては、調査票情報の保存期間を表2のとおり、全国調査及び特別調査について、これまで紙、電磁的記録媒体、両方3年であったのを、紙については3年、電磁的記録媒体については永年とします。

審査状況ですが、調査票情報の二次利用や外部への提供の推進に資するものであることから、適当と考えます。一方、地方調査の調査票情報について、引き続き厚生労働大臣が保有しないことについては問題がないか等について確認する必要があります。

論点ですが、全国調査、特別調査について、aの論点は、現在、保存期間を経過した調査票情報は保存されているのかどうかの事実確認です。

bの論点は、3年より前の調査票情報の二次利用申請があった場合、どのように対応しているのか。

次に、地方調査について、cの論点は、現在、保存期間の3年を経過した調査票情報は保存されているのかどうか。

dの論点は、地方調査についての二次利用申請があった場合、どのように対応しているのか。厚生労働省の実施調査であるにもかかわらず、厚生労働省が調査票情報を全く保有しなくても問題ないかです。

eの論点は、保存期間の3年は適切か。長期化の必要性や余地はないかです。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

続きまして、調査実施者の方から各論点について御回答をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、資料3でございます。資料3の12ページに私どもの回答を載せております。

まず、aの全国調査、特別調査の保存期間を経過した調査票情報についてでございますが、紙の調査票につきましては、3年経過後、計画的に溶解処分を行っております。ただ、調査票の内容を記録した電磁的な記録媒体につきましては、現在、昭和55年以降の分を保存しているところでございます。部内の規定としては、永年保存ということにしております。

次の、bの3年より前の調査票情報の実質的利用の申請があった場合の対応でございますが、昭和55年以降の調査票情報であれば保存しておりますので、利用申請があった場合には対応することにしております。また、対応しているところでございます。

次に、cの地方調査で、保存期間の3年を経過した調査票情報の状況についてでございますが、実態につきまして、都道府県に確認しているところでございます。

まだ調査中なのでございますけれども、紙の調査票につきましては、毎月勤労統計調査の規則どおり各都道府県、3年以上は保存しております。期間経過後は計画的に溶解ないし焼却、裁断といった処理を行っているということでございます。

ただ、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体となりますと、複数の都道府県の方では必ずしも保存している状況にはないといった情報を耳にしているところでございます。

次の、dの二次的な利用申請があった場合の対応でございます。この場合は厚生労働省が申請書を受理いたしまして、保存責任者である都道府県と連絡、調整をして対応しているところでございます。

ただ、実態としましては、二次利用の申請が多くないのが現状でございます。地方調査では平成25年度から平成27年度の実績で1件でございます。地方調査の二次利用の申請があった場合の対応としましては、現状において特段必要は生じていないところでございます。

なお、地方調査は都道府県が集計、公表する仕組みとなっております。関係する情報を都道府県で保有することは適切と考えているところでございます。ただ二次利用の観点から、調査票情報を厚生労働省で保有することについては、都道府県の実情や御意見なども踏まえつつ、また、厚生労働省におきます業務やシステムのことを考えながら検討したいと考えております。

また、最後のe、保存期間の3年は適切か、長期化の必要性や余地はないか、でございますが、これまで特に必要があったとは認識はしておりませんが、やはり二次利用

の観点から電磁的記録媒体についてはより長期保存が望ましいと考えております。調査票情報を厚生労働省で保有することも絡めまして、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、委員、審議協力者の方から御意見、御質問等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

これは調査票情報の保存に関することですので、データアーカイブや何かとも密接に関連する部分だと思えますけれども、審査メモの7ページを見ていただいて、表2の変更案を御覧いただくと、電子媒体を永年保存するということに関しては多分反対な方は誰もおられないと思うのですけれども、こうして並べてみると気になるのは、地方調査の保存期間が3年であるというところですね。それも、厚生労働省で保管しているのではなくて、地方でこれが、保存責任者が都道府県知事となっていると。ですので、せっかく回答者に負担をかけて調査した内容なのだから、なるべくだったら永年保存しておく方が望ましいのではないかと。

もしかしたら、これは毎月勤労統計調査に限ったことではないので、今回この部会で話し合うのが適切な内容なのかどうかも、少し私、分からないような面もあるのですけれども、ただ、毎月勤労統計調査に限っては、たとえ今まであまり二次利用の実績がなかったとしても、できるだけ長期保存するような形で検討していただくというのがいいのではないかなと思うのですけれども、何かこの都道府県における保存の状況や、これを永久的に保存すること、あるいは、永久保存に関しては地方ではなく厚生労働省に任せるといような、そういう可能性がないかどうかということ、少し地方公共団体の方に伺ってみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。

今、部会長から、都道府県の保存の実態というお話がありましたけれども、東京都は記録済みの調査票のみを保存をしております。調査票の内容を記録した電子媒体というのは、一切ございません。

というのも、調査票を回収して、その内容をパソコン上で入力をして、入力した内容がそのまま厚生労働省の方に送られますので、事務作業の中で、東京都が独自に調査票の内容を、電子媒体に、サーバーですとかハードディスクに保存することがございませんので、基本的には記録済みの調査票のみを保管をしております、これについては東京都の文書管理規則に基づいて3年保存をしております。

実態としては、そういう実態でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

大阪府の方は、どうですか。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府の場合は、紙で記入した調査票は、平成25年以降分は紙、それから平成21年度以降分は紙については溶解焼却をしています。そのデータを磁気データに残しているものはまだ残しておりますけれども、磁気データの扱いについては管理規定を設けておりません。

もう1つ、少し補足なのですけれども、この都道府県地方調査の調査票の二次利用について、保存は知事になっているのですけれども、恐らくその二次利用の申請をされる時には、厚生労働省の方で許可をとらなければ二次利用できないという形になっていたと思いますので、だから大阪府が持っている情報であったとしても、使うときには一度国に了解をとってからまたそれを使うということですので、そういった意味では、国の方で情報を保管していただくというのは、単純に言うところシンプルになるのかなということを考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今、東京都の方から御説明のあった、パソコンに入力した、その入力されている情報というのは個票情報ということですか。個票がそのまま入力されるというイメージなのか、それとも、そうではなくて、もう一旦パソコンに入力されてしまった情報から個票情報を復元するということが不可能な感じの情報なのか、どちらですか。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 個票に入力するということです。

○西郷部会長 個票情報がそのまま入っているから、個票と入力された情報が1対1に対応がついているというものなのですね。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 オンラインで送っています。

○西郷部会長 オンラインでやっている。だから、それがそのまま厚生労働省の方に行くという形なのですね。分かりました。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 少し付言しますと、東京都の場合は、全国調査と地方調査の対象事業所が全くイコールでございますので、地方調査独自分というのはございません。ですから、東京都が持っているデータというのは全て厚生労働省の方に個票データとして送られるという仕組みになっております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

できれば、これは私の個人的な意見かもしれませんが、できれば全体を統一的に管理していただいた方がいいように思うので、法的な障害等があるのかもしれませんが、もしそういうものが乗り越えられるというものであれば、厚生労働省の方で少なくとも磁気媒体は保存していただくような手だてを考えていただく方がいいのではないのでしょうか。

○北村委員 厚生労働省からお答えいただければいいと思うのですが、私の理解では、多分ほとんどの情報は厚生労働省に行っているのですが、厚生労働省が把握していなくて、地方だけに残っているものがどれぐらいあって、それは将来使う必要性があるようなものなのかどうか、少しそこを確認させてください。私の理解では、もう大半行っているのですが、それほど地方のデータを保存しておく必要はないのかなと理解したのですけれども、そこはもしかしたら何か残っているのかもしれませんが。

○西郷部会長 システム上の問題と、法的な問題と、少なくとも東京都の情報に関しては全部厚生労働省に行っているのですが、障害があるとすれば法的なもの以外は少し考えられないという感じだと思うのですが、何か、厚生労働省の方で地方調査の結果を永久に保存していくということに関して、障害があるのでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 障害と申しますと、システム関係のことが少し気になりまして、システム上でのデータの扱いとか、今は自動的にこれを保存するような仕組みになっていないので、操作として何かダウンロードしなければいけないとか、そういったことをしなければいけないのですね。そういったシステムの仕組みなり、あるいは、そのオペレーションの仕方なり、オペレーションといったときに、都道府県が行うオペレーションもあれば厚生労働省でやるオペレーションもありますので、その仕組みとか、そういったいろいろと考えなければいけないことが多くございますので、あるいは、システム改修もしなければいけないかもしれないということもあるので、いずれ二次利用の促進という観点、これはもう基本的なスタンスとして、どういうふうにやっていくか考えてまいりたいと思います。少し、一朝一夕にできることではないので。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

○北村委員 政策的に、例えば地方創生とかいろいろな議論が出てきて、地方の賃金格差はどうかとか、雇用状況はどうかって、そういう程度のデータであれば厚生労働省の持っているデータで分析できるということですか。

もし、地方関係の分析をする必要があるという研究者なり、政策担当者がいた場合に、今の状況で対応できるのでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今はもちろん都道府県の集計した結果表については、当然私どもの方にも一部を送っていただいております。

○北村委員 では、その地方の個票は持っていないということですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 個票は持っていないところでございます。

○西郷部会長 ほかに何かございますか。

恐らくこの点に関しましては、今御説明があったとおり、システムについても考えなければいけないことがあるし、法的な側面も考えなければいけない面があるということで、恐らく部会の総意としては永久保存できるものだったらできれば厚生労働省の方でしてくださいということに異論はないと思いますので、その方向で今後御検討いただくということで、例えば今後の検討課題のところに書かせていただくというような方向でまとめたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。

それでは、次の論点で、いよいよ指数の接続のところまいりませうけれども、まずは、賃金・労働時間指数の接続の方法の変更に関して、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 （1）の賃金・労働時間指数の接続方法の変更につきまして、確認内容としましては、図の左側「従来」に示すとおり、過去に遡って指数の遡及改定を行ってききましたが、今後は、図の「今後」に示すとおり、第一種事業所におけるローテーション・サンプリング導入後は新旧係数をそのまま接続させ、遡

及改定は行わないとしています。

審査状況ですが、統計法施行状況審議の内容を踏まえたものであり、適当と考えますが、ローテーション・サンプリング導入の経過措置に合わせ、指数の接続についても経過措置を行うか等の確認をする必要がございます。

論点ですが、aの論点は、新旧指数の接続方法について具体的にどのように行うか。

bの論点は、指数の接続について経過措置を行うのか、です。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施部局の方から御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、資料3の13ページでございますが、論点aの、旧指数と新指数の接続方法は具体的にどのように行うかでございますが、これは新旧係数をそのまま接続させます。接続させますと申しますか、入替え前も入替え後も各月の集計値を基準数値で割って100倍したものを指数としまして、前年同月比は、前年同月の指数と比較することにより算出いたします。

念のため、式で表したのも載せておりますが、これは、n年1月に標本の入替えを行うとして、n年1月とその直前のn-1年の12月の指数と前年同月比の求め方でございます。これは、御覧いただければと存じます。

次の、bのローテーション・サンプリング導入に際し、調査期間の延長及び部分入替えの経過措置を行うこととしているが、これに併せて本指数の接続についても何らかの経過措置を行う予定かでございます。

これにつきましては、平成30年1月と、平成31年1月の入替えは、3分の1ではなくて2分の1を入れ替えること、さらに、入替え前の指定事業所の母集団情報が、平成30年1月は全て、あるいは、平成31年1月のときには2分の1がまだ平成24年経済センサスの名簿情報である点で、母集団情報が全て直近の年次フレームベース、事業所母集団データベースとなっている平成32年以降の入替えとは状況が違うわけでございます。

そこで経過措置としまして、私どもは、この平成30年1月と平成31年1月につきましては、過去の指数の示す水準を一定係数分、一律に調整して接続させることを考えております。

具体的には、平成30年1月であれば、平成30年1月の入替え後の集計結果を平成30年1月の入替え前の集計結果、入替えの月には入れ替かえるところは入替え前の事業所も1月分として最後に調査いたしますので、こういう2つの集計結果の比率をもって過去の指数の水準に動かして、水準調整をしまして接続させるというものでございます。

お手元の14ページに図を載せております。母集団情報が平成32年1月の入替えの時とは少し違っておりますので、このような特別な措置を講じるわけでございます。

これに関連しまして、前回の部会で、追加説明を求められております。

こちらの方もやってもよろしゅうございますか。

○西郷部会長 そうですね。先ほど、一緒にと申し上げましたので、お願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 失礼いたしました。

こちらは、資料1の8ページでございます。8ページの、まず⑤の部分でございますが、先ほど、入替え前集計結果、入替え後集計結果という言い方をさせていただいたのですが、まずはその意味でございます。平成30年1月のときであれば、まず図の平成30年1月のところを御覧いただければと思いますが、入替え前集計結果というのは、図でAとCとした事業所についての集計結果でございます。また、入替え後集計結果と申しますのは、図でB、要するに平成30年1月から当てることになった事業所と、C、継続して調査している事業所と、そのBとCで集計した結果のことを入替え後集計結果と申し上げている次第でございます。

そして、この⑤のところにつきまして、四角で囲ったところの2番のところに、接続の仕方の別の案としまして、継続サンプルのデータは変更せずに、入れ替えた2分の1についてのみ、先ほど私どもから説明したような接続措置を施しまして、その結果と継続サンプルの結果を加重平均したらどうかという案をいただいたところでございます。

この御提案いただいた案も、接続措置の方法の1つと考えますけれども、この方法で措置した場合には、過去の各月の前年同月比が変化してしまう可能性がございます。このように、後になって前年同月比が変わるといった点について非常に各方面から、分かりにくいとの指摘も受けていたところでございますので、私どもとしまして、やはり当初案で行かせていただきたいと考えております。

御提案いただいた案の場合ですと、前年同月比が変わることもあるという例を9ページに示させていただきました。私どもの当初案が案①でございまして、今言ったような継続サンプルでない、入れ替えたところだけを水準調整をするというものにした場合が案②として、この案①と案②、数字が変わって、前年同月比も案②ですと、もともと1.1%増だったところが0.3%減になるようなこともあり得るということを示した例でございます。

グラフのデータにつきましては、四角括弧で載せておりますけれども、この点は御覧いただければと思いますので、説明の方は省略させていただきます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、(1)の賃金・労働時間指数の接続方法の変更に関しまして、特に新旧接続のワーキング・グループ等の成果もございますので、それを考慮した上で御意見、御質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

○中村委員 資料1の8ページで御紹介いただいたのは、これは私が出したものであります。なるべく今日、審議が終わるようというので、前もって御検討いただいたものであります。

これまでは、入替え時、入れ替える1月の比率を、これまで全取っ替えでしたから、その後2年間、3年間、ずっと適用するというのでやってきたわけですね。ただその1月の比率がそういう長期間の使用に耐えるほど安定的なものかどうかは検証の必要があるというふうなことは何回か申し上げたのですけれども、今回、2分の1の入替えが2回あるということなので、だから1年間、1月の比率を適用するということになるのだと思いま

すので、安定性に問題があったとして、でも適用期間は少し短いということにはなるのですね。

だから、こういう比率の調整が良いというふうに私が思っているわけではありませんけれども、でもやるとしたら経過措置としてはやむを得ないのかなという気がいたします。ロジックとしては、継続サンプルについてその結果を別にいじる必要がないので、変えた部分についてだけ調整すればいいのだらうという、それはロジックだと思うのですけれども、そうすると前年同期比が変わる可能性があるということなので、いずれにしろ便宜的な措置なので、この厚生労働省御提案の方法で良いのではないかとというのが私の結論であります。

○西郷部会長 満点ではないけれども、ということですね。

ほかに何かございますか。

○宮川委員 前年同月比を変えないということになると、データとしての、それまでの水準は変わってしまうということですよ。それでいいのでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 指数の水準は動いてしまうというのがあります。

○宮川委員 それは、出されることにはなるのですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。それは当然、指数も出します。

○宮川委員 そうすると、そのサンプル替えの前の表示の方法なのですけれども、それまでの系列と、ここで言うとうなるのでしょうか、9ページで言うと、出されるのは、入替え前までは23万7,500円とか、24万円といったものが、20万3,250円だったので、その1年前は21万1,133円というような数値を過去に遡って出されるということですか。少しその辺がよく分からないのですけれども。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） これは図の方は、前年同月比が変わり得るということで、いわゆる金額単位のもので、その方が分かりやすいかと思って載せたわけなのですが、こういう指数の方は出せますけれども、この実数の方は、あくまでその月々で出した実数は変えないと言いますか、今までも変えることはなかったわけなのですが、それは変えることはなくて、これはあくまで、特に継続と入れ替えたところの加重平均とかを、この計算では単純平均でやっていますけれども、それを示すために実数で示したものでございます。

○西郷部会長 多分、今までは古い指数と新しい指数とでギャップがあったと。そのギャップの修正の仕方として、過去のを水準修正するというような形で対応していたのだけれども、それは非常に使いづらいと。それなので、こちらの資料2の8ページ目の上の方で、今後そういうギャップがあった場合にはリンク係数のような形でくっつけてしまうということですよ。古い指数の方に、新しい指数の方を合わせて、続けていく。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 違います。そうではないのです。

もともと新旧接続ワーキングで決めたことは、レベルを一切いじらないということです。その結果、騰落はそのまま出すと決めたのがAで、Bは今回特別なので過去のレベルを全

部ずらして前年同月比を変えないという特殊な対応をとりたいというのが厚生労働省の御提案です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 これ、かなり重大な変更なので。

○西郷部会長 そうですね。ありがとうございます。

○宮川委員 だから、指数は変わるのですよね。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 もともと、かつての三角修正というのは、レベルをできるだけ変えず、前年同月比に与えるものを最小限にするための妥協案としてずっと厚生労働省が採用されておられた方法で、それをやめて、新旧接続ワーキングで議論したことは、水準を変えず前年同月比は犠牲にしましょうと。それなので、景気指標として見ていく場合にはそれでは困るので、継続サンプルを合わせて作り、それで前年同月比を見ていきましょうというような結論を得たというふうに、私は理解しています。

でも、今回は、突然Bになって、前年同月比から過去のレベル、賃金、指数の水準ですけれども、結局賃金の金額のデータがありますからそれはそれでいいのですけれども、指数は過去に遡って全部変えるというわけですから、それはかなり大きな、接続ワーキングの結論と全く違う結論ではないかなと私は思っています。そのときの理由が回答に記載してある、13 ページの下から5行目ぐらいのところに記載してあるのですが、この状況変化というのがAにせず、新しくBにする理由としてどういう意味があるのかが、実は厚生労働省の御説明を聞いていてよく分からなかったのですが、新旧接続ワーキングで決めたことと、Bで起こっていることというのは、一体何が違うから特別な接続方法をとりたいと言っておられるのですか。

母集団情報が変わることはいつでもありますし、その規模が大きいからAにしないと言っているだけだと思うのですよね。でも、Aは水準を大切にするために段差は出しましょうという決定を、多分、新旧接続ワーキングでしたのだと思うのですよ。それと違うことを突然持ち出されたわけで、私はどうしてこれが出てくるのかが、本当に最初に見たとき驚いて、ロジックが通じていないので、その辺はもう少し御説明をいただかないと分からない。それは少し、私は審議協力者ですけれども、御説明をいただいて、とても内部的にも説明ができないので、何かもっと分かりやすい御説明をいただければなと思っている次第です。

○西郷部会長 私の方にも誤解があったようなのですけれども。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 私ども、ワーキング・グループの結論は十分尊重して、これでやっているつもりでございます。ただ、ワーキング・グループのときに、もともと段差が広がる前に入れ替えをするといったようなことが前提になっていまして、ローテーション化が確立した以降は、私ども、1年に1回、3分の1の入れ替えでございますけれども、これは段差が広がる前に替えるというような認識しております。

それに対して、平成30年1月のとき、平成31年1月のときには、要するに、今までの母集団情報で来た事業所をやってきているので、段差が広がる前に替えるといったような

前提が立っていないというふうに考えまして、そういう意味で経過措置と言いますか、あるいは特別な措置ということを使わせていただいたわけでございます。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 分かりました。要は、段差が大きいのでやむなくこうしたいというのが経過措置の本質であるということですね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 統計委員会から新旧接続ワーキングに至るまで、何を問題にしていたかという、当然、長い期間調査しますから、残っている事業所の平均の賃金が高い。それは厚生労働省から分析でお示しいただいた、いわゆるサバイバル・バイアスがあるということと、母集団が古いことによって、今の状況だと新しい事業所の方の賃金が安いことが多いので、古い名簿の事業所の賃金は上方にバイアスしている。これは実は景気の状態によって変わると思うのですけれども、今、そういう状況だと思うのですが、その2つによって賃金の水準が上の方に行ってしまう。それを、このBで言った方法でつなぐと、長い目で見て賃金の水準の指数が上方にバイアスしてしまうということを懸念するがゆえにAの方法を採用しているということだと思います。そこはもう比較衡量なのです。前年同月比の問題なのか、それとも水準なのかと。

ただ、実はサバイバル・バイアスや母集団が古いことによる上方バイアスは、今回は平成30年と平成31年、大変大きいので、このまま使ってしまった場合、賃金水準指数はかなり上方にバイアスがかかってしまう。

もともと私の理解では、そうであるからこそ、継続サンプルで指数を作って前年同月比は継続サンプルで見た方が良いというふうに、私どもというか、正確には委員の関根がそういう提案をさせていただいたということなので、その趣旨を考えると、たとえ大きいからと言ってこういうふうにはしないで、新旧接続のワーキングの結論どおりにするのが筋ではあると思うのです。しかし、指数が大変使いづらくなるという問題があるので、そこは比較衡量の問題だと思うのですが、長い目で賃金の水準指数を使うユーザーには、この指数は、上方バイアスが結構累積したものですよと説明することになります。

平成30年と平成31年を繋いでしまったら、もう未来永劫その累積された誤差はもう解消する場はありませんので、それでいいのかということはいささか御議論いただく必要があるのかなと思っています。

それは利用者としても少し困るのですが、それは継続サンプルによる指数がきちんとできれば大丈夫だと思うので、それで先ほど問題にさせていただいたのです。賃金の、労働者の定義が変わるごとにギャップを把握しないと、継続サンプルの指数がきちんと作れないかもしれないので、本当に、動態統計として、賃金を見る統計として大丈夫なのだろうかということ、先ほどから随分心配申し上げているという、まだ、私ども日本銀行としても困るということを一応申し上げているわけです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

どうでしょうか。新旧接続ワーキング・グループの委員の方から何かコメントございますか。

○中村委員 確認ですけれども、平成30年と平成31年の2回について継続サンプルによ

る指数は出るわけですね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 継続サンプルによる指数、前年同月比は、また後で説明いたしますけれども、平成30年1月分から出すことを考えております。

○西郷部会長 継続サンプルに関連することなので、その次の話題に移ってからというやり方もあり得るのですけれども、今の段階で厚生労働省の方から何か御回答はありますか。それとも、継続サンプルによる指数の説明をしていただいてからまとめてお答えになるという方がよろしいですか。どちらがよろしいでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。一応、継続サンプルの説明をさせていただければと思います。

○西郷部会長 では、それと併せてということでもよろしいですか。

それでは、少しまだ議論が尽きていない部分があるのですけれども、関連するということですので、賃金指数・労働時間指数における継続指数の作成についてということで、事務局の方から御説明をまずお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 審査メモの9ページを御覧ください。

賃金・労働時間指数における継続指数の作成につきまして、確認内容としましては、平成30年1月分調査結果から交替しない事業所のデータを用いて継続指数を作成することとしています。

審査状況ですが、統計法施行状況報告で示された方向性に沿ったものであり、適当と考えるが、継続指数の具体的な作成方法について確認する必要があります。

論点ですが、継続指数の具体的な作成・公表方法はどのようになるかです。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、実施部局の厚生労働省の方から御説明をお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、資料3の15ページでございます。

まず、平成30年1月分から、主要な産業について前年同月と共通の調査対象事業所に係る調査票情報を用いまして、前年同月分と当月分を集計しまして、その両者から前年同月比を求めまして公表することを考えております。

なお、平成29年12月分以前の値は、既に公表している前年同月比を遡及改定したのではないかという誤解を防ぐ意味もあって、作成しないことといたします。

また、前回お渡しした資料では触れておらなかったのですが、指数そのものにつきましては、今日お配りしたお手元の資料の、追加部分として四角で囲った部分のように、指数を作ることを考えております。

前年同月と共通の事業所で計算した前年同月比から、指数を作っていく、平成29年の値を起点に指数を作っていくというものでございます。言ってみれば、平成29年の各月の数字を起点に前年同月比を累積していったという形のものでございます。

継続指数については、このように作るということで、以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、先ほどの（１）と（２）、両方の御説明に関しまして、先ほどの（１）に関しての御質問に関しては、この継続指数の説明が済んだということで何か御回答いただける部分がございますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そうですね。先ほど、指数を表す水準が古い方に移ってしまうといった話もありましたけれども、私どもとしては、新しい方に、つまり平成30年1月の入れ替えた後の結果に合うように指数の表す水準を変えるという意味でございますので、どちらかという新しい方に合うように考えております。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ですから、その方法だと昔が下がってしまうのですよ。上方バイアスが生じるという意味は、昔をすごく下げることになるのです。上方バイアスという意味はそういう意味で、どこを起点に測っても一緒なのです。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） かしこまりました。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 つまり、変化率、全体の変化幅が大きくなるように、変わる。

○西郷部会長 それでいいという判断が下されたのかという。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それは、まさに統計委員会の御判断です。

○宮川委員 継続指数を作られた場合に、平成30年1月分調査から新しい系列とそれから継続指数の系列と2系列が出ることになり、ということでもいいのですよね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○宮川委員 そうすると、その新しい系列はまだ経過措置期間になるので前年同月比を変えないような形で指数が出るという、これもよろしいのですよね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 新しい指数と言いますか、まず本体の指数の方でございますね。

○宮川委員 はい。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そのとおりでございます。

○宮川委員 そうですね。それで、そうすると継続指数とそれまでの指数とを比べると、例えばエコノミストが、残っている企業の、継続している企業との前年同月比をやると、やはりそれは違ってくるのですよね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 平成30年1月の結果を見たときに、いわゆる今までどおりの本体の前年同月比は、今までどおりの意味合いのもので、そして平成29年1月と共通の事業所を見たときの前年同月比というものが、私どもは参考値として出すつもりなのですが、それが比較をすることになります。その2つの数字を見ることができるようになります。

○宮川委員 これは、だから、前年同月比はたとえ片方を合わせても、片方、継続指数の方は違った値が出てくるということですよ。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そうです。違う値が出てくるものでございます。

○宮川委員 そのときに、どうお答えになるのかなというような、例えば継続指数のときの平成 30 年 1 月の指数の水準というのは、先ほど前年同月比に合わせて水準を変えるのですよね。どこの水準に合わせていかれるのかというのが、少し気になります。

というのも、どこかの表に、水準がシフトダウンするような形で記載されている。資料 3 の 14 ページで指数の水準はシフトダウンするのですよね。そうすると、継続指数はどこから出るとかというのがよく分からないのです。その前年同月比が違うというふうになると、でも前年同月比が違っているのはなぜかという、新しいサンプルが入ったからだけれども、では新しいサンプルが入ったからといって、継続したものも同じようにシフトさせているということになると、先ほど中村委員がおっしゃったようなことを例えばユーザーが言い出さないかと。つまり、普通の継続分について本当は調整すべきでないのに、その部分も調整しているというようなことをユーザー側が言うことはないのだろうかという懸念が少しあるのですけれども。

つまり、余りにも前年同月比が変わらないということにこだわるために、でも継続指数を作れば別の前年同月比が出てくるし、それを調べれば、要するに、実は本指数の方は継続したものについても数値をある程度いじっているということになるので、そういう問題を今度は指摘されませんかという、そのときにどう答えるのですかということ少し懸念されるのですけれども。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、継続指数の方なのですが、こちらはこの計算式を御覧いただくと分かるように、恐らく本体の指数は平成 27 年基準の指数となっているかと思いますが、継続指数の方はあくまで前年同月比、まず前年同月比を先に出してから平成 29 年 1 月以降の数字をここに利用して指数を作っていくという、少し暫定的なものなのですね。つまり、平成 32 年の数字までそろえれば、また平成 32 年基準というものがきれいにそろえられると思います。

そうすると、ユーザーの方にとっては、前年同月比が一番重要かと思っております、前年同月比というのはあくまで共通の事業所で見たときの前年同月比です。本体の方は、新しい母集団情報の入った、いわば新設なり規模上昇の事業所も入った事業所で集計したものとの、そういうものが反映されたものの前年同月比というふうに、性格の違いを御理解の上、使い分けていただくということになるかと思えます。

○宮川委員 それはそれでいいと思うのですけれども、そうですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 もともとどう考えたかと言うと、もともと本系列は賃金水準の指数にしようと考えているのです。一方、景気動向を把握する際に、賃金が去年からどれぐらい上がったのかを見るのは、西村委員長もおっしゃっていましたが、同一の事業所サンプルで賃金の騰落を見ないと結局は把握できないよねということで、賃金の騰落はここで新しく作る継続指数で見ます。でも賃金の水準というのは、つまり日本人の給料は今 35 万円ですかとか、1980 年と比べてどれぐらい上がったのですかというのを見るために賃金の水準が大切ですから、それは本系列の指数で見ましようというものです。

そうやって景気の指標としての前年同月比のデータと、賃金の水準を見るデータを分けるべく2つの係数を使って並行して利用していくと、毎月勤労統計調査は非常に役に立つ統計になるという結論であったと、私は理解していますので、そういう意味で、厚生労働省もおっしゃっているのだと思うので、そういうことではないかなと思います。

ですから、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、実は上方バイアスを賃金水準の本体指数にのみ込んでしまうわけだから、その基本思想に反してしまっているのではないかと、私は先ほど申し上げたわけです。

○北村委員 新旧ワーキングでやったことは、それぞれ横断的な統計を見比べて、どういう接続をしているのかということを見て、パターンがどうかということを見たわけで、理想形としてはローテーションなりをしてそのギャップを減らすような形でというものです。それが、とりあえずですが、1年ごとに3分の1ずつ入れ替えていくというパターンに落ち着くというのは理想形なのだけれども、今はその移行期をどう見るかということで、移行期というのは本当に難しく、月次の調査というのは、調査を続けながらいろいろなことを変えていかなければいけない。

いってみれば、ビルを建てていて建て替えを半分ずつやっていくとか3分の1ずつやっていくような難しさがあるので、何をやってもギャップなり不確実性はあって、その3分の1のビルを壊しているときに残りの人がまたどこかに移動するわけだから、もともとと同じとかそういうわけにはいかないとかいうのがあるので、それはどういうふうに見るのかというのは移行期の話をどれぐらい割り切るかだと思うのですけれども、ここで出されているものは、それからすると大変問題があって移行期の測り方としてまずいとは私には見えないのですが。

ですから、そこを何か説得するような説明をした上で、とりあえずこの期間はこういうふうに見てくださいということを説明するしかないのかなという気がします。

○西郷部会長 そうですね。出されている案というのは、いわゆるリンク係数方式というものなので、それだとサンプル・セレクション・バイアスというか、脱落の影響で少し上振れしている、その上振れをそのままのみ込む形で水準指数が作られてしまうことになる可能性があるということなので、それを部会として、移行期なのだからしょうがないのだと判断して、その判断の根拠が何かということがきちんと説明ができればいいということなのでですね。

ただ現時点でその結論がすぐに下せるような雰囲気ではないように思うのですけれども、厚生労働省の方で今の点、つまり、もしかしたら、脱落の影響で、優良な企業だけが生き残った結果、水準指数をこのような形でリンク係数で接続していくと、これから先、水準指数がバイアスを、もしかしたらそういう可能性を含んだまま将来接続されていく形になるぞということについては、何かこう、移行期なのだから仕方がないのだというような説明が可能であれば、今、その理由のようなものを言っていて、もしそれが無理であれば、少し部会としてそれは検討しなければいけないことですので、多分、今、20分、30分考えて、すぐに結論が出る問題とは思えませんから、少し先ほど冒頭で申しましたけれども、第3回に突入することを覚悟の上で、少しもう1回全員で頭を冷やして考えるとい

うのがいいのかなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○野呂委員 もともとこの継続サンプルの指数というのは、あくまでも参考にすぎないと思っておりましたが、それでも、例えば継続サンプルの指数が対前年同月プラス増加で、本指数と言いますか、サンプルを入れ替えたものがマイナスだったりすると、一般の人に説明しにくいなと思っており、実はそれを意見として申し上げようかと思っておりました。ところが、そうではなくて、今、日本銀行のお話だと、対前年同月の数字は継続サンプルの指数で見るとということですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それは私どもの考えですので、それは日本銀行がきつとそうするだろうということですか。ですから、そういう判断を多分すると思います。

○野呂委員 そうですか。分かりました。そうすると、継続サンプルの指数は単なる参考ではなくて、対前年同月は本指数でなく、こちらで見るのだということ、かなり説明しにくいと思いますし、それは今回の経過措置期間だけではなくて、きちんとその3分の1ずつローテーション・サンプリングするようになった後もそのように数字が2つあるのはわかりにくい。

さらに言うと、これは接続ワーキングの方にお聞きすることかと思っておりますけれども、ほかのローテーション・サンプリングをしている統計についても、増減率などは同じように継続サンプルの指標で見るとすれば、全てのローテーション・サンプリングをしている統計調査について、同じように継続サンプルの指数を出すことになるのかどうか。そうした議論の経緯を私は全く知りませんが、ここで教えていただけたらと思います。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ギャップはできるだけ縮小するというので、厚生労働省は取り組んでいかれるということなので、この移行期が過ぎれば、両者の差はかなり小さくなっていくと思うのです。今、移行期の議論をしているので大変なのですが、ゆくゆくは、継続サンプルで見ますとか、本体の前年同月比で見ますとか、両者そんなに変わらないというふうになっていくと思うので、長い目でみるとそんなにすごく困ることにはならないと思うのです。しかし、この移行期だけはどう扱うかによって結構大きく違うので、多分私どもとしては、きっと継続サンプルを見ないといけないかなというふうに、短期的には思っているということなのです。

話が大きくなり過ぎてしまって、申し訳ないですけれども、少し移行期は大変扱いが難しい。ただ、賃金の統計は非常に微妙なものなので、少し違うと結構大きな判断の差になるものから、一応いろいろ意見を申し上げさせていただきました。

○野呂委員 最近の賃金上昇は非常に小さい数字で、継続サンプルの指標と入替え後の本指標で、プラスマイナスの符号が違う可能性がなくはないと思うのですけれども、そういうことがありますとマスコミや一般の人には説明しにくいかなと思います。いわゆる継続サンプルの指標だけプラスっていうのは、一体どういう意味なのかというところをどう説明するかなと思います。

実は対前月上昇率はその継続サンプルの指標で見たものが本当の数字に近いのだとなると、さらに説明が難しいのではないかと思います。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 必ずしもそうではなくて、やはり、それは新しい事業

所で新しく雇われた人の給料が安いので低いということになると思うのですね。それも含めて、日本の賃金状況を把握していくという総合判断でするしかないのだと思うのです。

○宮川委員 しかし、レベルとしては低いけれども、それを混ぜ合わせると、入ったものが賃金を押し下げている要因になる。しかし、伸び率で言うと、その賃金の低い、入ったものも、伸び率では実はその前はもっと低かったのだという解釈ですよ。継続サンプルを考えるときには。

だから、そこまで解釈を、継続サンプルを作るときに、新しく入ったのとどう違うのだと。継続サンプルを使って上昇率を考えるということは、新規のサンプルについてこういう仮定を置いて判断しているという説明までがそうだったら、これを使ってくださいということですよ。ある意味でいえば。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それは、是非とも。ですから、前から厚生労働省に、いろいろ分析して、寄与度をはじく必要がありますと申し上げているのは、多分ユーザーのためには必要であるということですし、私どもも、知恵を絞って、統計が出れば一生懸命見比べて、賃金の動きを分析していきたいと思っています。そのためにはできるだけ情報がたくさんあった方がいいので、先ほどの労働者の定義によるギャップは幾らですかとか、母集団を変えたら幾らギャップが生じていますとかいう寄与度分解をしてくださいということ、関根からもいろいろ申し上げました。これは、そのための材料として、厚生労働省にとっても必要ですし、私どもというかユーザーにとっても必要ということで申し上げたということです。

○宮川委員 そうすると、前年同月比を合わせていますという、その前年同月比は何ですかということが問われてしまうのですよね。元の作り方が。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それなので、新旧接続ワーキングと違う方法で作っていいのですかねと、概念論として思ってしまうわけです。やはりギャップが大きいから、段差が大きいからそうしました以上のふうにはなっていないのではないかなと思います。

○西郷部会長 ほかに何か、別の観点からの論点はございますか。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 まず、少し接続指数の関係で、以前、家計調査の未諮問審議の際に同調査は6分の1ずつローテーションしておりますが、西村委員長の方から接続指数を作る必要があるのではないかという御指摘があったかと思えます。その時にたしか統計局の方でAKエスティメーターを使った分析をされていて、ほとんど違いがないということで、継続指数は作らないという整理をしたような記憶がございます。

そういったことで継続指数だけで作っているというのはあるのかどうか、少しはっきり分からないのですが、恐らくないのではないかというのが、まず1つ、私どもの方で承知しているところではございます。

○山澤総務省統計委員会担当室長 今のところ、その接続指数は多分ないと思うのですが、3月に経済財政諮問会議で統計委員会が出した結論としては、景気の指標を見るときは、そのサンプル替えがあるときは、継続指数で見るといいということ、それで対象となっているのが毎月勤労統計調査と法人企業統計だったと思いますので、景気判断のためには

接続指数が必要だというのは確かで、でも、今から、だから、作るものではあるということになります。

○西郷部会長 ありがとうございます。私が個人的に知っている研究では、第一種ではなくて第二種の毎勤の事業所に関しては、継続指数の検討というのをされていたことがあって、それは外部には出たかどうかは知りませんが。

あとは、今、統計委員会担当室長の方からもまとめがございましたとおり、変化を見るということであれば、継続指数の方が少なくともバリエーションが小さくなるというのは統計理論から出てくるものなので、確かに前年同月比とかそういう変化を見るときには、継続指数の方が精度が高いという可能性はあるのではないかと思います。

○肥後日本銀行調査統計局参事役

その継続指数の関係で、少し幾つか申し上げておきたいことがあるのですが、先ほど労働者の定義問題が大切だと申し上げたのは、実はこの継続指数を作るときにかなり影響が大きいからです。

前の月の調査票の月末労働者数と、当月の調査票の月初の労働者数が一緒かどうかということで継続サンプルにするかどうかを決めますというお話だったと思うのですが、その方法をやった場合に何が起こるかと言うと、1人でも定義が変わった人がいる事業所は継続指数の算出対象に入らないわけですから、どちらかと言うと、大きな事業所、大企業が継続指数の算出対象から落ちていって、中小企業の指数になってしまうのではないかとこの問題が1つ。

あとは、定義変更の対象となるのは一種の日雇い労働者みたいな方が多いわけですから、特定の業種、例えば建設業とかに偏って、そこの業種は継続指数から落ちてしまうという問題が多分生じる可能性があると思います。

ただ、確認にも限界があるので、その辺はやはり継続指数をもし出されるときに、大企業は全部落ちているのだとしたらそれは大きなことです。継続サンプルから定義変更の影響があった企業を除くのではなく、本当はギャップの大きさははじいて、補正する方法を考えた方がいいのではないかと申し上げたわけです。大企業が入らない指数になってしまったら大丈夫だろうかと思うわけで、そこはどうかというのは、厚生労働省で御確認いただく必要があると思いますし、やはり業種に偏りが生じるのであれば、例えば建設業がすごく下がったような指数になってしまっていますということは、何か説明していただく必要があるのかなと思います。

あと、もう1つは、平成29年12月以前の前年同月比が算出されないということなのですが、その場合、過去と比べて評価できないという問題があります。当然、本体の指数と大きく、過去についてはそんなに違わないと思いますけれども、少しは違うと思いますので、可能であれば、やはりある一定期間遡って、この継続指数の前年同月比をはじいていただく方がユーザーのためにはいいのではと思います。出れば必ずユーザーに過去がないのかという問合せを受けると思いますので、お手間ではありますが、是非とも計算して事前に公表していただければなと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。今の時点で御回答いただけることがありますか。もう大分、論点がたくさんございますので、現時点で第3回の部会を開くことはもう確実ということになっていますので、そのときにまとめて御回答いただくということによろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今の時点では、継続事業所での前年同月比というものは、私どもは今まで出していなくて、仮に平成29年12月分まででやったとしても、今、平成29年12月分までは、全く30人以上は固定しているサンプルなので、あまり本体と変わらないような数字が出てきてしまうのですね。

平成30年1月からどんな数字が出てくるかも見極めたいので、しばらく参考資料という形にしているのです。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それなので、1回はじいてみないと、違うのか違わないのかも分からない。実は、サンプルが入れ替わっているわけではないですか。調査に御協力いただけなくなったりとか、いろいろなことが起きているので、どれぐらい違うのかを評価しないと、平成30年1月にいきなり前年同月比を見ても、これが過去と比べてどうなのかで賃金の上昇は評価するので、厚生労働省がこれでいいかという御判断をされるためにも過去のデータは要ると思うのですね。私どもも多分、ユーザーとして必要ですし。

そこは5年分とか、多分はじいていただいた方が、ユーザーも突然出ても当惑するわけですから、そこは評価のために是非とも、あるいは事前に継続指数がどんなものかということ把握するためにも、やはり試算されるということが必要なのではないかと思います。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今申し上げたかったのは、平成30年1月以降もいろいろと分析をして、参考資料としての位置付けのために工夫して考えていきたいということを申し上げたわけで、平成29年12月までの遡ったものについては、少し考えてみたいと思います。

○西郷部会長 では、たくさん論点が出されましたけれども、第3回の部会のときにまとめてまた御議論いただくということにしたいと思います。

なお、審査メモの方にはないのですけれども、西村委員長に事前レクをしたときに、この指数という言葉の使い方が誤解を招くのではないかというような御指摘があったそうで、どういうことかということ、賃金指数とか労働時間指数というのは、特に労働者の構成比とかそういう、いわゆる品質の調整のようなものを全然せずに、ただ単に平均値を比率化することによって指数と呼んでいると。そうすると、例えば労働者の男女比であるとか、そういうのが変わっただけでも、ほかの状況が全然変わっていても変わってしまうような指数なので、その指数という表現自体、いかがなものかということについて、西村委員長は、名称の変更まで含めて考えてもいいのではないかとおっしゃっていたようです。

単純指数という言葉もあるので、これを指数と呼んではいけないという決まりはないと思うのですけれども、ただ、一方で消費者物価指数であるとか、鉱工業指数であるとか、そういったものからイメージする指数とは、大分性質が違うものだというのも事実なので、すね。

それなので、例えば何とか比率とか、そういうふう読み替えるかという議論もあった

ように思いますが。

○北村委員 単純に言えば、これ、平均賃金ですよね。その月その月の労働者の数で払った賃金を割っている数字に過ぎないので、構成が変わるとかそういうことは、残っているサンプルでも起きているわけなので、なかなか指数というのは少し苦しいと思います。

○西郷部会長 ただ一方で、私自身は、急に名称まで変更するということについては少し消極的です。確かにそういう見方があるというのは分かるのですが、今までずっとそれで指数として公表してきたものです。

確かに昔の参考書等を見ると、そういうものなのだと明記してあるところもあるので、ユーザーの側でそれは気を付けて使っていただく。それを特に、西村委員長の御懸念に回答するとすれば、そういうことを注意書き等のところで重々周知して使っていただく、名称は今までと同じように使い続けるというのが一番穏当かなと思っているのですが、何か御意見があったら伺いたいと思いますけれども。

○宮川委員 やはり、今その継続指数の問題もあって、かなり大きな改定をされるわけですから、ユーザーサイドに対して、どういう説明の仕方をされるかというメモなりそういうものがないと、例えば統計委員会等では、今、野呂委員が言われたように、継続した指数で景気循環のときに伸び率を見るのが適当とされておりますとか、それから指数ということの考え方について、それは平均値で、実は構成比とかの変化なども含んだものになっているので、その消費者物価指数とかそういうところとは少し性格が違っておりますとか、そういうのをやはり併せて公表するということが、これを機会にやった方がいいことではないのかなとは少し考えていますけれども。

○西郷部会長 今回、大幅に、ローテーション・サンプリングが導入されることによって、指数の見方等もかなり気を付けなければいけないので、それに併せて、そういったもともとの指数の性格ということについてもきちんと御説明いただくということで対応したいと思います。

それでは、今の論点に関しましては、第3回の部会でもう一度御議論いただくことになります。結構難しい問題で、満点の回答が得られるというものではないと思いますけれども、部会として納得して結論を出すということが重要だと思いますので、その点、委員の方、審議協力者の方にも、もう一度、今の点、次回の部会までによくお考えいただければと思います。

もう12時になっているのですが、審査メモに関しては、今日全部終わらせておきたいと思いますので、オンライン調査の推進についてというところはやらせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 審査メモ10ページを御覧ください。

オンライン調査の推進について、確認内容としましては、本調査は、調査員、郵送及びオンラインによる自計報告で実施されていますが、第Ⅱ期基本計画において、オンライン回収率向上策の検討が求められています。

審査状況ですが、本調査は、全国の事業所を対象として調査するものであり、第一種及

び第二種事業所については、反復的な形で毎月実施されていること、悉皆層があることなどから、オンラインによる回答実績を上げる余地はあると考えられます。オンライン回収率の向上は集計作業の負担軽減や結果の早期公表にも資するため、オンライン回収率の更なる向上策について対応状況を検討する必要があります。

論点ですが、直近の3か年度の回収状況及びオンライン回収率向上策はどのようになっているかを確認する必要があります。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、実施部局の厚生労働省の方からの御回答をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、資料3の16ページでございます。

まず、最近3か年度の調査票の回収率、オンライン利用率でございます。御覧のとおりでございます。回収率はほぼ横ばいと見ておりますが、オンライン利用率は徐々に上昇してきているところでございます。

また、オンライン回答を推進するためにどのようなことをしているかということでございますが、調査対象事業所に調査用品を送るときには、調査票をインターネットで提出できる旨を掲載したリーフレットを同封するなどして周知に努めているところでございます。

また、オンライン利用促進による回収率の向上に向けまして、個別事業所にオンライン利用についての指導を行うオンライン化指導員の設置を予算要求しているところでございます。

今後とも、ほかの調査の例も参考にしながら、オンライン回答を進めるようにしていく所存でございます。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。それでは、今の御説明に対しまして、質問、御意見等あったら伺います。いかがでしょうか。

お願いします。

○野呂委員 この数字だけを見ますと、オンライン利用率が上がるほど全体回収率が下がるような関係に見えるので、補足的に、やはりオンラインの方が回収率は高いのだという説明があると、安心するかなと思います。

○西郷部会長 これは、たまたまのことだと思います。

○手計厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 基本的にオンラインでの回答割合は大体、やはり回収率と同じ100%にまでは至ってなくて、結局ID、パスワードを申請しても何らかの事情で提出がなかったりとか、まさに担当者が変わってしまったら、ある月はオンラインで出されないといったようなこともあったりするので、確かにオンラインの回答をしている事業所の提出率が高いというのはあるというのは可能性としてはあるのですけれども、なかなか毎月勤労統計調査ではそうでもないというのが実感としてあるので、今のような結果になっているのかなというふうには認識しています。

今後とも、引き続きオンライン利用の取組はしていきたいとは考えているところであります。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。単純な質問なのですが、このオンライン利用率というのは、分母は回答者で、回答者のうちどれぐらいがオンラインで答えているかという数字なのか、それとも、もともとの回答すべき人たち分の、その中でオンラインを利用した率の、どちらでしたか。

回収率というのは、例えば平成27年ですと、85.6%の回収率だったけれども、その回収できた回答のうちの32.1%がオンラインを利用しましたという見方でよろしいのですか。

○手計厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 いえ、このオンライン利用率は調査客体数、対象の分母が同じで、先ほど言った、オンライン回答割合というのも少しざっくり計算しますと大体8割から9割ぐらいの間を隔年で行き来しているというような状況なので、100%までには行っていないという状況ではあります。

○宮川委員 つまり、先ほどのお話だと、オンラインで、そのアカウントをとった人の比率ということですかね。

実際に回答をした人の比率、つまり、オンラインとして登録していたとしても、回答をそれですてこないという方もいるということですか。

○手計厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 はい。それが大体1割から2割ぐらいいるという形で、この32.1%という数値は全調査客体を分母にしています。

○宮川委員 全調査客体を分母にして、オンラインの利用が可能な人たちということですか。

○手計厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室室長補佐 いや、オンラインで回答してきた人たちです。

○宮川委員 回答してきた人たち。そうですか。

○西郷部会長 そう見ると、多分その紙での回答率というのが下がっているという見方もできるので、だとすれば、回収率を上げるためにはオンラインの利用率を上げるというのが1つの方策だという結論にもできるのではないかと思います。

負の相関があるのは、紙で答えている人たちの影響というふうに整理できるのではないかと思います。

それでは、もし特にほかの御意見がないようでしたら、オンラインの調査に関しては、引き続き利用率が上がるように御対応いただくというふうにしたいと思います。

私の議事進行の不手際で、今日は答申を御議論いただく時間がなくなってしまいました。また、非常に大きな論点として、ローテーション・サンプリング導入期における指数の接続の仕方というところが残りました。

ですので、先ほど申しましたように、1月12日に予備日としてとってありました第3回部会で、今、宿題として残ったところと、それから答申については御議論いただきたいと思っております。

今後のことなのですが、明日、統計委員会がございますので、第1回及び本日の

部会の審議状況につきまして、私の方から報告をさせていただきます。

それでは、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 先ほども部会長からもおっしゃっていただきましたが、次回部会は1月12日木曜日10時から、この新宿区若松町、総務省第2庁舎7階中会議室（注：その後、6階特別会議室に変更）において行うこととしております。

そして、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくお願いいたします。

以上です。

○野呂委員 毎月勤労統計調査とは直接関係ないのですが、この継続サンプルでの指数を出すということに関して、ローテーション・サンプリングを導入している他の統計調査ではどういう対応を考えているのか、教えていただくと、継続サンプルによる指数の全体的な議論が分かりやすくなると思います。

○西郷部会長 それは事務局でお願いいたします。

あと、論点の追加等について何かある場合には、何月何日までに事務局の方というアナウンスは、特に今回はございませんか。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 また、メールでお知らせします。

○西郷部会長 では、後ほどメールで委員、審議協力者の方に回覧いたしますので、もし追加の論点等ございましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、時間を延長して申し訳ございませんでした。これで、第68回サービス統計・企業統計部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上